

住宅メンテナンス関連の トラブルにご注意を！

少しでも不安に思ったら
国立市消費生活センターまで
☎042-576-3201

事例1 住宅修理契約トラブル (火災保険で修理が無料になると言われて…)

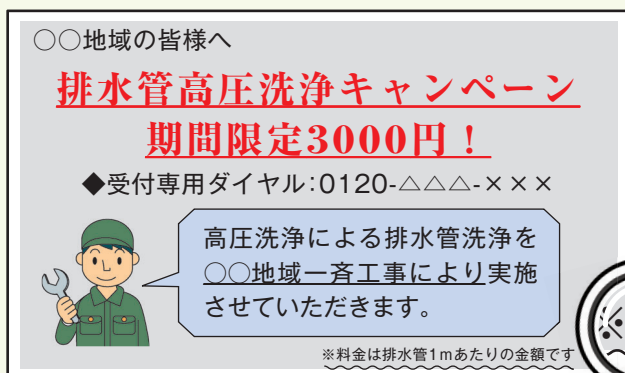
「自宅に災害で壊れた箇所はないか？火災保険を使えば無料で修理できる。」と電話がかかってきた。「保険金で無料なら…」と思って依頼し、訪問してきた業者と不具合のあった屋根について60万円の工事契約をしたが、保険会社に保険金を請求したところ5万円しか保険金が下りないことがわかった。業者に解約を申し出たが、高額な解約料を請求された。



- 「無料で修理できる」などと勧誘されても、安易に契約しないようにしましょう！
(住宅を修理する場合は、複数の業者から見積りを取り、慎重に検討しましょう。)
- 契約をせかす業者、工事内容があいまいなまま代金を請求する業者は特に注意しましょう！

事例2 排水管高圧洗浄キャンペーンのチラシ (本当に3000円?)

「排水管高圧洗浄のお知らせ」というチラシが入ってきた。「〇〇地域にお住いの皆様へ」、「地域一斉に集中工事を行うことにより、格安料金で工事ができます」と書いてある。これは公共工事の一環なのだろうか？安く工事ができるので依頼しようと考えているが、本当だろうか？



公共工事？
安いけど本当？



※料金は排水管1mあたりの金額です



- 大きな文字だけに惑わされず、契約内容をよく確認しましょう！
- 市役所が業者に委託して、各家庭の排水管清掃等を行うことは一切ありません！

急増中

架空請求ハガキにご注意ください！

総合消費料金に関する
訴訟最終告知のお知らせ

管理番号(あ)1111

この度貴方の利用されていた契約会社から契約不履行による民事訴訟として訴状が提出されました。

裁判取り下げ最終期日を経て、訴訟を開始させていただきます。なおご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、給料・不動産差し押えを強制的に履行します。相談を希望する方は当局まで連絡ください。

※取り下げ最終期日 平成30年〇月〇日

法務省管轄支局 国民訴訟通達センター
東京都千代田区霞が関4-X-X
お問合せ窓口 03-△△△△-□□□□



「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせというハガキが届いた」という相談が急増しております。全国的に発生している架空請求の詐欺ですので十分ご注意ください。

不審なハガキが届いたら、

- 無視する！
- 書いてある連絡先に連絡しない！
- 不安に思ったら消費生活センターへ相談！

以上、3点を心掛けてください。



「第28回国立市消費生活展」の報告

平成30年11月11日(日)に谷保第四公園・くにたち市民芸術ホール前にて第28回国立市消費生活展を実施しました。当日は天気に恵まれ、約300名の方々にご来場いただきました。消費生活展では、日々の生活や暮らしのヒントとなるような各種展示をはじめ、楽しく学べる場となっております。来年度も是非ご来場ください。



国立市消費生活センターのご案内

物を買ったり、サービスを受けた時などのトラブルは、**国立市消費生活センター(☎576-3201)に相談を！！**

～発生した個別被害の救済、同種被害の未然防止や拡大防止のためにもぜひ相談してください。～

国立市消費生活センター

- 場 所：国立市役所1階21番 まちの振興課内
- 時 間：月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く)
10:00～12:00、13:00～16:00
- 相談方法：来所または電話
- 相談費用：無料



土日祝日は
消費者ホットライン
(いやや)
局番なし **188** に
10:00～16:00